

答 申 第 ● 号

令和 3 年 3 月 ● 日

三重県知事 鈴木英敬 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）に
ついて（答申）

令和 3 年 1 月 15 日付け総務第 03-34 号で諮問のありましたこの
ことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）については、
諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 ● 号

令和 3 年 3 月 ● 日

三重県教育委員会教育長

木 平 芳 定 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓

令（案）について（答申）

令和 3 年 1 月 15 日付け教委第 01-67 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 ● 号

令和 3 年 3 月 ● 日

三重県選挙管理委員会委員長

高 木 久 代 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県選挙管理委員会事務局公文書管理規程の一部を
改正する訓令（案）について（答申）

令和 3 年 2 月 4 日付け三重県選管第 115 号で諮問のありましたこ
のことにについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県選挙管理委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する
訓令（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 ● 号

令和 3 年 3 月 ● 日

三重県人事委員会 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正
する訓令（案）について（答申）

令和 3 年 2 月 10 日付け人委第 163 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 ● 号
令和 3 年 3 月 ● 日

三重県監査委員 様

三重県公文書等管理審査会
委員長 原 田 大 樹

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令
(案) について (答申)

令和 3 年 1 月 19 日付け監査第 71 号で諮問のありましたこのこと
については、下記のとおりお答えします。

記

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令 (案) につ
いては、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 ● 号

令和 3 年 3 月 ● 日

三重県労働委員会会長
向 山 富 雄 様

三重県公文書等管理審査会
委員長 原 田 大 樹

三重県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する訓
令（案）について（答申）

令和 3 年 1 月 19 日付け三労委第 96 号で諮問のありましたこのこ
とについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）に
ついては、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 ● 号

令和 3 年 3 月 ● 日

三重県企業庁長

喜 多 正 幸 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県企業庁公文書管理規程の一部を改正する管理規
程（案）について（答申）

令和 3 年 1 月 22 日付け三企第 01-152 号で諮問のありましたこの
ことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県企業庁公文書管理規程の一部を改正する管理規程（案）に
ついては、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 ● 号

令和 3 年 3 月 ● 日

三重県病院事業庁長

加 藤 和 浩 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する管理規程（案）について（答申）

令和 3 年 1 月 14 日付け三病第 181 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）については、概ね諮問どおりで差し支えない。

ただし、次の点について、審査会として意見を申し述べる。

- ・ 令和 2 年 3 月 25 日の当審査会の答申を踏まえ、診療録の保存期間を 20 年とすることは高く評価する。なお、保存期間の起算日について、三重県病院事業庁公文書管理規程において明確に定めるべきである。